

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年3月13日

提 出 者

9 番 島 崎 義 司

15 番 小 美 濃 安 弘

3 番 田 辺 あき子

13 番 川 名 ゆうじ

16 番 近 藤 和 義

18 番 山 本 ひとみ

21 番 与 座 武

26 番 本 間 まさよ

武蔵野市議会議長 きくち 太 郎 殿

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和31年9月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前

（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、別表のとおりとする。

（特別委員会の設置）

第4条 （略）

2 （略）

別表（第2条関係）

名称	定数	所管
総務委員会	7人	1 （略） 2 市民部生活経済課、市民活動推進課、交流事業課、市民課（ <u>国民年金に関することを除く。</u> ）及び市政センターに属すること。 3 （略）
文教委員会	（略）	
厚生委員会	7人	1 （略） 2 市民部保険課、市民課（ <u>国民年金に関することに限る。</u> ）に属すること。

		3 (略)	
建設委員会	(略)		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正及び市民部組織改正に伴い、所要の改正をするものである。

改正後	説明															
<p>(<u>常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管</u>)</p> <p><u>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p><u>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 特別委員は、特に議決された選任期間又は特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p>	<p>条の改正</p> <p>項の追加</p>															
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="233 1377 1126 2007"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定数</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務委員会</td> <td rowspan="3">7人</td> <td>1 (略)</td> </tr> <tr> <td>2 市民部生活経済課、市民活動推進課、交流事業課、市民課及び市政センターに属すること。</td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">文教委員会 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚生委員会</td> <td rowspan="2">7人</td> <td>1 (略)</td> </tr> <tr> <td>2 市民部保険課に属すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定数	所管	総務委員会	7人	1 (略)	2 市民部生活経済課、市民活動推進課、交流事業課、市民課及び市政センターに属すること。	3 (略)	文教委員会 (略)			厚生委員会	7人	1 (略)	2 市民部保険課に属すること。	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>
名称	定数	所管														
総務委員会	7人	1 (略)														
		2 市民部生活経済課、市民活動推進課、交流事業課、市民課及び市政センターに属すること。														
		3 (略)														
文教委員会 (略)																
厚生委員会	7人	1 (略)														
		2 市民部保険課に属すること。														

	3 (略)	
建設委員会 (略)		